

# 箕面ラグビースクール規約

## 第1条(名称)

本スクールは1988年に創設され、箕面ラグビースクール(以下、「MRS」という)と称する。

## 第2条(構成)

MRSは、以下により構成される。

1. スクール生
2. コーチ
3. スクール生の保護者

## 第3条(目的)

MRSは、以下の目的をもって「より良いスクール」、「より良いラグビー」を目指し、スクール生の指導・育成にあたる。

1. ラグビーを通じて体力の向上を図る。
2. ラグビーの楽しさを教える。
3. ラグビーを通じて、「自主性」、「思いやり」、「協力の精神」、「フェアな心がけ」、「我慢強さ」等を育てる。

## 第4条(活動)

MRSは箕面市立東小学校(所在地:箕面市栗生新家5-5-1)のグラウンドを主たる活動場所とし、以下の活動を行う。

1. ラグビーの練習
2. 公式試合への参加
3. 近隣のスクールとの交流試合
4. 合宿等の野外活動
5. その他、MRSの目的を達成するために必要な活動

## 第5条(対象とするスクール生及び入会手続き)

1. 幼児、小学生、中学生を対象とする。
2. 入会を希望する生徒の保護者は、MRSホームページの所定の入会申込様式に必要事項を入力して申請後、別途定める会費(入会金及び年会費)を納入する。
3. スクール生は所定のスポーツ保険に加入する。
4. スクール生の保護者は、保護者会に入会する。

## 第6条(コーチの資格及び義務)

1. コーチは、MRSの目的及び活動に賛同し、幹事会で承認された者とする。
2. コーチは、スクール生の指導に当たるとともに、積極的にスクールの運営に参画する。
3. コーチは、スクール生に対する指導方法・安全管理方法について、常に勉強研鑽に励む。
4. コーチは、スクール生と共に自主的活動を行う場合は、スクール代表又はスクール副代表に事前に届け出る。

## 第7条(スクール生の保護者の役割)

1. 保護者会は、スクール生の保護者相互の親睦を図るとともに、できる範囲でスクール運営に協力する。ただし、保護者への協力依頼、行事等への参加は強制するものではない。
2. 保護者は、スクール生の健康状態等について記入した規定の書式を練習開始前に指導員へ提出する。
3. 保護者会には、別途定める役員を置く。
4. 保護者は、別途定める会費を納入する。なお、この会費は保護者会が管理する。

## 第8条の1(組織・運営;役員会)

1. MRSは、コーチの中から次の役員を置き、役員会を構成する。
  - ① スクール代表 1名  
運営委員長として、スクールを代表する。
  - ② スクール副代表 2名  
運営副委員長として、スクール代表を補佐する。特に一名は名簿等の管理を担当し、他の一名は渉外交渉を担当する。
  - ③ 会計 1名  
会計年度ごとに予算を立案し、年度末に決算報告書を作成する。
  - ④ 会計監査 2名  
決算報告書の内容を監査する。
  - ⑤ 顧問 若干名  
コーチ経験20年以上で60歳を超えた者から、スクール代表が委嘱する。
2. 役員任期は、2年とする。再任は妨げない。ただし、任期途中で支障が生じた場合は、その限りではない。
3. 改選時の次期役員は、スクール代表が他の役員と相談し、選任する。
4. 役員会は、スクール代表が発議し、逐次開催する。

## 第8条の2(組織・運営;幹事会)

1. スクール代表、スクール副代表、学年主任及び各専門委員会委員長により、幹事会を構成する。スクール代表を幹事長、スクール副代表を副幹事長とする。
2. 幹事となる各学年主任及び各専門委員会委員長の選任は、各学年及び各専門委員会の互選とし、スクール代表が委嘱する。
3. 役員を除く幹事の任期は、1年とする。再任は妨げない。
4. 幹事会は、コーチ会議を原則として2カ月に1回開催し、その間に発生した課題及び当面のスケジュール等について協議する。なお、幹事会メンバー以外のコーチのコーチ会議への参加は自由であり、積極的な参加が求められる。
5. 幹事会は、年1回原則として年度末に決算報告及び次年度の予算案を承認する。

## 第8条の3(組織・運営;専門委員会)

1. コーチは可能な限り別途定めるいずれかの専門委員会に所属する。
2. 各専門委員会の設置・廃止については役員会で協議し、スクール代表が決定する。
3. 各コーチの次年度の所属専門委員会は、運営委員会で協議、選定し、スクール代表が委嘱する。
4. 各専門委員会の会議は、所属するコーチが発議し、逐次開催する。
5. 各専門委員会委員長は、コーチ会議で活動報告を行う。

## 第8条の4(組織・運営;運営委員会)

1. コーチ全員により、運営委員会を構成する。
2. コーチは原則としていずれかの学年、あるいは複数の学年をまとめたグループを担当する。
3. 各学年の担当コーチの中から主任コーチを1名選出する。学年主任コーチは担当学年の運営を取りまとめる。
4. 次年度の各コーチの担当は役員会で協議、選定し、スクール代表が委嘱する。

## 第9条(会費)

1. スクール生の保護者は別途定める会費（入会金及び年会費）を納入し、所定のスポーツ安全保険に加入する。
  - ① 年度途中で入会した場合の年会費は、年度内の残る活動月数に1,000円を乗じた額とする。
  - ② 年度が改まりMR Sでの活動を継続する場合は、年会費を納入する。入会金の納入は不要である。
2. コーチは別途定める年会費を納入し、所定のスポーツ安全保険に加入する。
3. いったん納入した会費は、返金しない。
4. 保護者会の会費については保護者会が管理する。

## 第10条(運営費及びその用途)

1. MRSの運営費は、第5条2項及び補助金、寄付金、その他をあてる。ただし、合宿等の行事に必要な費用は、別途コーチ・保護者が負担し、別会計とする。
2. MRSの運営費は、以下の用途に使用する。
  - ① 保険の加入
  - ② 用具等備品の購入
  - ③ 交通費、通信費、事務費、慶弔見舞費
  - ④ 第4条で定めた活動に必要な経費
  - ⑤ その他、幹事会において必要と認められた費用
3. 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第11条(保険等)

1. スクール生及び指導員は、スクール指定のスポーツ安全保険に加入する。
2. スポーツ安全保険への加入費用は、全額スクール負担とする。
3. MRSは、その活動中の傷害・事故等について、第1項のスポーツ安全保険の対象範囲でのみ対応する。

## 第12条(慶弔見舞等)

慶弔見舞等については、スクール代表が他の役員と協議し決定する。

## 第13条(規約の改訂)

1. 本規約の改訂については、コーチの発議により幹事会で協議し、スクール代表が決定する。
2. 改訂された規約は、改訂日から1カ月以内にその内容をコーチ及びスクール生の保護者に報告する。

## 第14条(その他)

本規約に定めていないことについて必要が生じた場合は、役員会で決定する。

## 附則

本規約は、2022年4月から施行する。

## 補足

1. スクール生の入会金及び年会費（第5条2項）
  - ① 入会金：2,000円
  - ② 年会費：12,000円
2. 指導員の年会費（第9条2項）  
2,000円
3. 保護者会役員（第7条3項）
  - ① 保護者会代表 1名
  - ② 保護者会副代表 1名
  - ③ 保護者会会計 1名
  - ④ 保護者会会計監査 1名
  - ⑤ 各学年役員 1～2名/学年
4. 保護者会会費（第7条4項）  
1,000円/スクール生  
（一家庭に複数のスクール生がいる場合は1,000円×スクール生人数）
5. 専門委員会（第8条3項）
  - ① 安全委員会
  - ② コーチング委員会
  - ③ 渉外委員会
  - ④ 合宿委員会

役員会組織図

スクール代表 (運営委員長)			顧問 会計監査2名
スクール副代表 (運営副委員長) 組織管理	スクール副代表 (運営副委員長) 渉外	会計	

幹事会組織図(コーチ会議基本メンバー)

スクール代表 (幹事長)		
スクール副代表 (副幹事長) 議事進行	スクール副代表 (副幹事長) 議案取りまとめ/議事録	各学年主任 各専門委員会委員長

専門委員会組織図

運営委員会			
↓選定、委嘱			
安全委員会	コーチング委員会	渉外委員会	合宿委員会

運営委員会組織図

役員会							
↓選定、委嘱							
幼年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学部
主任コーチ	主任コーチ	主任コーチ	主任コーチ	主任コーチ	主任コーチ	主任コーチ	主任コーチ
コーチ	コーチ	コーチ	コーチ プラクティスコーチ	コーチ プラクティスコーチ	コーチ プラクティスコーチ	コーチ プラクティスコーチ	コーチ

(代表、副代表、顧問は原則として学年の枠を超えて運営に当たる)